

令和6年7月25日からの大雨による災害に係る復旧・復興方針(案)に対する意見及び本市の考え方

No.	意見(原文)	本市の考え方
1	竹田地区は昨年7月と9月の2度にわたり内水氾濫の被害を受けました。竹田地区の河川に係る減災のための連絡調整会議が国土交通省、山形県及び酒田市で連絡調整会議を開催し対策を講ずると存じますが、地区住民としては、その内容が知らされてなく大変不安な状況に陥っております。住民への説明会などを行って頂きたい。また、酒田市に対しては排水機場の施設設備更新の支援を要望していますので実現に向けてよろしく願います。	竹田地区の浸水被害を軽減する対策の検討・調整を目的として、国・県・市の関係機関で構成する「竹田地区の河川に係る減災のための連絡調整会議」を昨年11月18日に設立しました。その後、1月末までに、3回の連絡調整会議勉強会を開催し、減災対策の検討をしているところです。原案が取りまとまった段階で地域の皆様にお示しし、ご意見をいただくための意見交換会を予定しております。 令和6年10月23日付で竹田自治会様よりいただきました要望書の内容については、既に連絡調整会議の中でも共有させていただいており、市としては、竹田排水機場の機能向上などをはじめ、最上川の河道掘削など、地域の皆様の不安が解消できるような対策全般について、国・県と連携を図りながら進めていきます。
2	復旧・復興方針(案)の基本方針2社会インフラの復旧・機能強化のうち、(3)治水対策の見える化・道筋の提示とあるが、竹田地区にある県管理の2河川の治水対策について具体策が示されていない。排水機場についても国交省は、令和8年度に本復旧に向けて対応するとあるが、新規の設備更新を求める住民の希望は受け入れてくれない。洪水時に最上川堤防の一部に越水等の警報が発令された場合には、両岸に設置されている排水機場の運転を停止するルールがあると聞いている。その場合、竹田地区は住居等への浸水が予想されることから早々に支川から最上川本流への排水を行われなければ「竹田は大水の犠牲になれ」ということになる。住民としては到底納得できない。	竹田地区に集まる県管理河川(藤里川、竹田川)そのものの治水対策、また、これら2河川に流入する雨量を軽減させる対策も重要なことと認識しております。連絡調整会議の構成員として県管理河川管理者、国営幹線農業用水路管理受託者(県)も入っており、現状や課題を踏まえながら、それぞれがどのような対策ができるかを検討しているところです。
3	竹田地区地域ミーティングでも申し上げたように、急激な降雨の山地排水対策として、竹田地区の東側にある国営幹線農業用水路を活用出来るように農林水産省と交渉していただきたい。既に酒田市が作成している湖沼防災ハザードマップでもドコ沼の堰堤決壊において、この国営水路で地区に流入する雨水が減量される計画になっている。最終的に相沢川に排出すれば竹田川と藤里川二つの県管理河川の流量が減少されることになる。	
4	竹田排水機場運行は国から酒田市に委託され、捜査員として3名が任命されている。近年の豪雨状況や半世紀以上前に設置された旧式な機器のため、このたびの災害時には停電もあり操作に大変苦労したようである。そこで提案ですが、排水機場運行は機器について識見を持つ民間業者等に委託してもらいたい。地域ミーティングでも参加者からはこのたびの災害は人災であるとの意見も出た。地区内には水害の被害を受けた米の乾燥貯蔵施設カントリーや下水処理場があるが、太陽光発電所の民間事業者については次回もこのような被害を受けた場合は国県への損害賠償請求を行う事態になることが予想される。また、地区住民の一部からも、このたび多大なる損害を受けたことから訴訟手続きを関係者にも相談したようである。このような状況が続くと、排水機場操作員も地区住民であることから、集落のコミュニティは完全に喪失してしまう状況になる。	竹田排水機場の今後の操作管理は、これまで3名の操作員によって行ってまいりました。今後、地域の皆様の意見を踏まえ、民間委託を含めた適切な方法を国と検討を進めていきたいと考えております。
5	災害復旧事業の主な流れは、「災害発生→災害報告→現地調査・査定設計書作成→災害査定(工事費の決定)→国庫負担(補助)金内示→交付申請・交付金決定→事業実施→成功認定申請・完了実績報告→成功認定・額の確定」となるようですが、令和6年7月25日からの大雨による災害に係る復旧・復興方針(案)(以下「復旧・復興方針(案)」)の位置付けは災害査定後の流れに位置付けされるのですか。	復旧・復興方針(案)は、大雨災害により被災された地域住民の1日も早い生活再建に向け、酒田市が今後どのように復興を進めていくかについて、市の基本的な考え方を示したものです。インフラ等の災害復旧事業は復旧・復興を進めていく上でのハード面の対策(主に基本方針2・3)ですが、ソフト面の対策(主に基本方針1・4)も並行して進めているところです。よって復旧・復興方針(案)を災害査定後に位置づけるといったものではありません。
6	復旧・復興方針(案)の作成の主体及び経緯はどのようなプロセスで作成されたのか明示していただけないでしょうか。令和6年10月1日から施行された令和6年7月大雨災害復興本部設置運営規程によると(復興本部の任務)第2条 復興本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。とあり第1項第3号に(3)前2号に掲げるもののほか、令和6年7月大雨災害の復旧・復興に係る重要事項に関することありますが、この規定に基づき令和6年7月大雨災害復興本部が決定したのでしょうか。	ご意見のとおり、復旧・復興方針(案)については、庁内の関係部署と協議し、最終的には当該規定に基づき、復興本部会議での議論を経て決定したものです。
7	復旧・復興計画の策定にあたっては、復興懇談会、住民アンケート調査、パブリックコメントなど多様な手法を用いて住民の意見を反映させて復旧復興の計画を作成している自治体がありますが、酒田市復旧・復興方針は作成経緯をご教示ください。 酒田市は市民の皆様へ復旧・復興方針(案)の概要を説明するとともに、当該方針(案)について意見を交換するため、各被災地域において地域ミーティングを開催しているようであり、開催経緯は次のとおり。八幡地域 1.日時(1)令和6年11月27日(水曜)午後6時30分より(2)令和6年11月29日(金曜)午後6時30分より 2.会場(1)大沢コミュニティセンター(2)八幡タウンセンター交流ホール 3.対象八幡地域にお住まいの方 西荒瀬地区 1.日時 令和6年12月10日(火曜)午後3時より 2.会場 西荒瀬コミュニティ防災センター 3.対象 西荒瀬コミュニティ振興会長及び各自治会長 松山地域 1.日時 令和6年12月22日(日曜)午前11時より 2.会場 善應寺本堂 3.対象 内郷コミュニティ振興会長及び竹田自治会会員 平田地域 1.日時 令和7年1月20日(月曜)午後1時30分より 2.会場 平田農村環境改善センター 3.対象 平田自治会長、平田地域コミュニティ振興会連絡協議。この地域ミーティングにおいて提出された意見は復旧・復興方針(案)に反映されているのでしょうか。	復旧・復興方針(案)については、庁内の関係部署と協議し、庁内の復興本部会議での議論を経て決定したものです。 地域ミーティングやパブリックコメントに当たっては、庁内で決定した復旧・復興方針(案)により説明及び意見聴取を行っているものです。これまで実施した地域ミーティングや、パブリックコメントで寄せられた意見を参考とし、最終的な復旧・復興方針を策定することとしています。
8	復興事業の内容については、復旧・復興方針(案)を基に「このたび、復旧・復興の未来像を描き、市民全員が安全に、安心して住み続けることができるよう、「令和6年7月25日からの大雨による災害に係る復旧・復興方針(案)」を作成しましたので、皆様からご意見を募集します。」と本パブリックコメント募集のコメントにあるように「条例・計画等の策定時における市民参加を推進するためのガイドライン」により市民の意見を取り込んで、他の水害被災自治体のように今後、復旧・復興方針(案)で判断としない具体的な施策や工種は、今後、「復旧復興計画」及び「復旧復興計画実施計画」(事業名・事業概要・事業期間・全体概要事業費・年度毎の事業費・担当部署を項目とし設けた)を作成して事業実施を行うのですか。また、専門家の知見の反映や国・県や他自治体との協議は随時行われるのでしょうか。また、令和6年7月25日からの大雨による災害に係る復旧・復興の事業全体を進行管理や協議するための関係者・住民を含む協議体は設置されるのでしょうか。(Page42にある「酒田市竹田地区の河川に係る減災のための連絡調整会議」・Page46の「農林水産部農林水産課の災害復興対策チーム」・令和6年7月大雨災害復興本部との関係はどうなるのでしょうか。)	復旧・復興方針策定後に、新たに「復旧・復興計画」を策定することはございません。今後は、復旧・復興方針に基づき事業実施及び進捗管理を行います。 事業の進捗管理については、災害復興本部(事務局:総務部総務課)が行い、関係機関との協議や連絡調整(Page42にある「酒田市竹田地区の河川に係る減災のための連絡調整会議」やPage46の「農林水産部農林水産課の災害復興対策チーム」含む)は担当部署が行います。
9	先にあった酒田大火では「酒田大火記録と復興のあゆみ」の記録を建設部で発刊しましたが、「令和6年7月25日からの大雨による災害に係る復旧・復興」でも同様な記録を発刊するのでしょうか。Page51にある第6項目にある今回の災害の経験・記憶を風化させることなく、教訓として後世に伝えることに該当するのでしょうか。	現在のところ、「酒田大火記録と復興のあゆみ」のような冊子を発刊する具体的な予定はありませんが、この度の災害の記録を後世に伝えていくためには有効な手段であると考えますので、今後の検討事項とさせていただきます。
10	Page2の「はじめに」に9月末に市内の全ての避難所が閉鎖されたこととありますが、その終了時期が適正だったのか(「災害救助法では避難所の開設期間は災害発生日から7日以内とされているが(一般基準(平成25年内閣府告示228号)2条1号へ)、大規模災害では特別基準による期間延長が必要となるだろう。』とある)Page50・51の基本方針4 災害対応の検証に基づく防災の強化に項目として設けて検証は行わないのでしょうか。	ご指摘のとおり、災害救助法の一般基準では、法律の適用は7日以内と定められていますが、国に対しては、特別基準の適用を県を通して依頼しています。 今回の災害では、自宅に被害を受け帰宅困難となり、避難所での生活を続けざるを得なかった避難者が多くいたため、避難者全員の公営住宅等への入居が決まるまで避難所を開設する必要がありました。 災害救助法が規定する7日以内に、全ての避難者について新たな入居先を決めるのは現実的には困難であり、また、入居先が決まったとしても人出不足等により避難者がすぐに引越すことができない場合もあります。 以上より、避難所の閉鎖時期は適正であったと考えています。
11	旧八幡町の大沢地区(小屋刈集落)では甚大な被害を受けましたが、酒田市は仮設住宅を設置せず公営住宅やみなし仮設の民間住宅で対応していますが、インフラや農地が復旧してもそこに住む住民が居住した故郷を離れた地域住民が復興された地域に戻らなければ真の復興に繋がらないと思料しますが、仮設住宅の供与の主体は県が行うことが原則ですが、大沢地区のコミュニティ維持や地区の再建維持に資するために仮設住宅を大沢地区維持のために建設することを山形県に要望しなかったのでしょうか。または、そのような要望はなかったのでしょうか。	仮設住宅の設置について山形県に要望していません。また、被災地域から仮設住宅設置に関する要望もございません。
12	Page4・5降雨量について右側に観測地点を示している図面があるようですが、このことを図面の名称を記載する必要はないのでしょうか。また、観測地点は青丸で示しているように思いますが、色を変えて見やすくできないでしょうか。Page5降雨量の24時間雨量の期間最大値(7/24 00:00~7/27 24:00)に浜中(酒田市浜中)がない理由は付記しないのでしょうか。また、観測地点の図面がPage4と同じですが、観測地点を示す図面であるならば3箇所だけ表示の方が理解しやすいのではないのでしょうか。また、亀ヶ崎・大蔵・浜中を選定した理由も示していただけないのでしょうか。	図面名称を追加し、観測地点について赤丸に変更します。 Page5記載の観測地点については、令和6年8月2日に山形地方気象台から発出されました「山形県災害気象情報 梅雨前線に伴う大雨(令和6年7月24日~7日)」の資料を基に作成したものです。24時間雨量の期間最大値(7/24 00:00~7/27 24:00)に浜中を追記します。

No.	意見(原文)	本市の考え方
13	Page6酒田市(亀ヶ崎)のこれまでの降雨記録は同観測所が2009年10月1日から酒田測候所から酒田特別地域気象観測所へ移行した観測であることと史料します。昭和12年は山形県山形測候所酒田支所創設からの記録との理解でよいでしょうか。また、過去の酒田市の豪雨災害を記録したらどうでしょうか。例えば○昭和19年7月最上川大洪水のため上流堤防が決壊し、旧新堀村などで水害発生、昭和22年4月22日最上川の出水により背割堤740mが決壊する。昭和30年6月24日～25日までの鳥海山の総雨量450mm、日向川と荒瀬川が氾濫し大水害となる。昭和44年8月7日～8日にかけての豪雨により最上川堤防決壊の恐れが生じ付近住民71世帯233人が亀ヶ崎小学校に避難する。昭和56年7月16日庄内に集中豪雨、23箇所交通が途絶する。がけ崩れで4人死亡→酒田市立資料館第211回企画展最上川氾濫と治水より	Page6酒田市(亀ヶ崎)のこれまでの降雨記録は、気象庁のホームページ(過去の気象データ検索)のデータです。 降雨記録については、7月25日の降水量が過去の降水量と比較しどれほどのものだったかを示すものであり、過去の豪雨災害を記載することは考えておりません。
14	降雨データ(酒田市亀ヶ崎)と避難指示等の発令状況に八幡地域・松山地域・平田地域警報レベル4【避難指示】がグラフに記載されていますが、その相関が理解しにくいので、page4にある大沢(大蔵)7/24 6:00・田沢ダム(酒田山元)7/24 22:00・白ヶ沢(酒田市白ヶ沢)7/24 23:00の累加雨量の最大値を示していることから、時間軸の範囲を広げこの降雨データを反映したものではないでしょうか。	降雨データと避難指示等の発令状況については、酒田市亀ヶ崎の観測地点を代表地点として記載したものです。 ご意見にあります八幡地域、松山地域、平田地域における降雨データと避難指示の発令状況については、各観測地点での降雨データや河川水位データ、避難指示の状況など、基本方針4「災害対応の検証に基づく防災対策の強化」に基づき総合的な観点で検証を進めます。
15	Page8～14の河川水位の右側にある図面に河川の名称と河川の流れがわかるように表示していただけないでしょうか。Page10荒瀬川・Page10日向川・Page12京田川Page13相沢川(最上川支流)・Page14新井田川	河川水位の右側の図面に河川の名称と流下方向を表示します。
16	Page17被害状況(人的被害、公共施設(1)人的被害で時系列(経過)にPage7の7月25日8:29八幡地域 警戒レベル4【避難指示】の記載を再掲しないのでしょうか。	人的被害について記載しているものであるため、避難指示等については記載しません。
17	Page18被害状況(住宅)の地区別内訳の酒田地区について西荒瀬地区とそれ以外を分けることは可能でしょうか。	酒田地区について西荒瀬地区とそれ以外に分けることはせずPage18記載のとおりとします。
18	Page19の道路冠水状況に浸水センサー設置場所の豊里他12地区が掲載されこれまで道路冠水をしていない場所でも冠水発生とありますが、水害ハザードマップに想定されていない地区なのではないでしょうか。具体的な地区名は記載されないのでしょうか。	浸水センサーを設置している箇所は大雨時に道路冠水が発生する浸水常襲地区であり、市ホームページに内水氾濫マップとして掲載しています。7月25日の大雨では、内水氾濫マップで表示している箇所のほか、市内の広範にわたり道路冠水が発生したため、具体的な地名までは記載しません。
19	Page20被害状況(道路)(1)市道・市管理河川の赤マッピングの図に主要な地名は記載できないでしょうか。また、右の写真が図面上でどの箇所になるのかPage21被害状況(上下水道施設)の図面のように引き出し線をつけて示すか、Page22被害状況(上下水道施設)のように写真に番号附番し市道・市管理河川の赤マッピングの図に示すことはできないでしょうか。	ご意見のとおり図示します。
20	Page25被害状況(国道344号、荒瀬川流域)・Page27被害状況(竹田地区)・その他地区の浸水状況をPage26被災状況(西荒瀬地区)の俯瞰写真のように浸水区域を示すことはできないのでしょうか。	西荒瀬地区の浸水区域については、Page26に記載のとおり「西荒瀬コミュニティ振興会作成資料 2024年7月25日日向川氾濫記録」から引用したものです。 7月25日の大雨による浸水箇所については、2025年度に「7月25日大雨による浸水区域図(仮称)」を作成する予定です。
21	page35の3方針の期間にあるより長期的視点で取り組むべく課題とは、復旧・復興方針(案)に明示されているのでしょうか。長期的視点で取り組むべく課題は復旧・復興方針(案)に含まれない項目でしょうか。	現時点では、復旧・復興方針(案)の期間は2028年度までとしております。被災者の生活再建支援やインフラの復旧など、復旧・復興の進捗を見据え、2028年度以降も継続して取り組む考えであることを示したものです。
22	Page37の復旧・復興の基本に基本方針1住まいの暮らしの再建(1)被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すための住まいと再建への支援はスピード感が求められますが、(2)これまで培われた地域コミュニティの再建Page40基本方針住まい暮らしの再建の3項目について実現できなければ、基本方針2社会インフラの復旧・機能強化が図られても住民が戻らないことにも繋がるものと思料されますが、このことは酒田市当局だけの努力だけでは容易にできない項目であると想定されますが地域住民の協力を得る仕組みを構築していただきたい。	被災した地区では、被災をして地区から転居した方々も含めて地域活動が再開されています。地域が主体となり災害後の新たな地域づくりを進めていくことが重要と考えています。今後もコミュニティ振興会、自治会及び市をはじめとする関係機関が連携を図りながら、地区内の諸課題の解決に向けた取り組みを展開していきます。
23	Page42基本方針2社会インフラの復旧・機能強化(1)被災した道路や河川、上下水道施設、砂防施設・治山施設等の早期復旧、機能強化(強靱化)①道路、河川●荒瀬川に架かる橋梁については、河川の復旧と連携し、橋梁の集約は復旧対策なのか復興対策のどちらでしょうか。このことは、復旧・復興計画で示すのでしょうか。住民・利用者の意見を反映させる仕組みはあるのでしょうか。Page42～44基本方針2 社会インフラの復旧・機能強化(強靱化)とありますが、このこととPage34復旧・復興の定義の◎復旧対策と◎復興対策との違いをご教示ください。	荒瀬川に架かる橋梁の集約化は、「再度の被害防止の観点から原形復旧だけでなく被災施設やそれに関する施設を改良すること」であるため、復旧対策と考えています。橋梁の集約化に関しては、11月27日及び11月29日に開催しました地域ミーティングでも説明したところですが、改めて地域への説明を行ったうえで工事に着手する予定です。 基本方針2の社会インフラの復旧・機能強化(強靱化)については、復旧対策と復興対策の両面を含んでいると考えます。
24	Page46基本方針3地域産業や地域活力の再生(1)のうち・農業用施設、林道の早期復旧●農地、農業用施設や林道等復旧に迅速に対応する体制として農林水産部農林水産課に復興対策チームを置き早期復旧に取り組むとありますが、事業担当の実行チームと史料されますが、県による代行工事等の考慮しているのでしょうか。また、この復興対策チームはPage47に記載されている被災した農地の集約も担当するものですか。	農林水産課内に置く災害復興対策チームは、他部署や国や県、土地改良区など他機関の職員と連携し、農地・農業用施設の早期復旧に取り組むもので、県代行工事についても想定しております。 被災した農地の集約について、農地の復旧は、原形復旧が基本となりますが、地域の意向などお話をあそばさ、集積・集約担当課に情報提供いたします。
25	Page52復旧・復興に向けたロードマップ～基本方針4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化～(2)今後の災害への普段の備え、防災・減災に向けた取り組みの推進と総合的な防災体制の確立について2028年度が最終年度となっていますが、7項目をあげていますが、市総合防災訓練のあり方や災害時の行動に係るマニュアル等は現在時点での改正はできないのでしょうか。今回の災害の検証後に行わないと仕事が手戻りになるためなのではないでしょうか。	先の豪雨災害の検証は、今後分野別に課題を整理して行っていきます。検証が終わったものから随時、「地区防災計画」、「避難所運営マニュアル」及び「酒田市地域防災計画」等に反映させていきます。また、検証結果を踏まえて、酒田市一斉総合防災訓練や地域独自で行う防災訓練等に取り組んでいきたいと考えています。